

令和2年第9回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第9号)

招 集 年 月 日	令和2年9月23日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年9月23日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年9月23日10時50分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 6 名  欠 席 2 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	△	
	2	寺田 光浦里	○	
	/			
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	△	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	8番	佐藤 潤		
	9番	栗栖 芳秋		



議長	<p>本日の出席委員は 6 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 9 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 8 番委員と 9 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 50 号から議案第 59 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明と朗読をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 50 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧ください。3 ページの図面と写真を見ていただければと思うんですが、この案件については、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんが水稻を作付けされております。<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>が写真に写っており、作付けの状況が分かるかと思えます。もう一筆がお寺の前にあります。同じく水稻を作付けされております。今回の申請は、息子さんへの生前贈与であって、耕作する農地の合計面積も下限面積以上、農機具も所有され、農作業に常時従事されております。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断します。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第 51 号について、2 番委員より説明をお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>議案第 51 号と図面ページ 4 ページをご覧ください。9 月 13 日の日曜日、<span style="background-color: black; color: black;">■■</span>さんの代理人の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん立ち会いのもと、現地を確認しました。現地は、県道 403 号線、高下集会所から 200m くらい戸河内方面に向かったところに位置しております。申請地は共有地であったため、以前より譲受人が単独で耕作されており、この度購入され、今後はすべて譲受人が耕作など管理をされるということです。申請地には稲が作付けされており、立会人の<span style="background-color: black; color: black;">■■</span>さんも問題ないと回答しておりました。譲受人は耕作に必要な農機具も所有され、取得に係る下限面積も満たしております。また、農作業に常時従事されていることと、周辺の農地における農業上の利用に支障を生じるおそれもないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>

議長	<p>続いて、議案第 52 号について、2 番委員より説明をお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>議案第 52 号と図面ページ 5 ページをご覧ください。9 月 13 日の日曜日、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん立ち会いのもと、現地を確認しました。申請地は、旧殿賀小学校交差点から県道 403 号線を 1km くらい下ったところに位置しております。<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん宅の周辺でございます。<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんがずっと耕作していた申請地を、この度後継者のいない<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんより譲り受け、農業を続けるということでした。申請地<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>は、稲は作付けされておりましたが、花などを植えられて、管理をされておりました。今後は果樹などを作付け予定とのことで、その他の申請地は、すべて稲が作付けされておりました。耕作に必要な農機具も所有され、取得に係る下限面積も満たしております。また、農作業に常時従事されていることと、周辺の農地における農業上の利用に支障を生じるおそれもないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 53 号について、8 番委員より説明をお願いいたします。</p>
8 番委員	<p>議案第 53 号について説明させていただきます。1 ページと 6 ページをご覧ください。<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんによる駐車場への転用事案です。今月 19 日、申請人の<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん立ち会いのもと、現地調査をしました。申請地は、道の管理が困難なため、ずいぶん前から駐車場として小屋が建っていました。しかし、今年 3 月頃、とたんがとぶ恐れがあるため、解体され、整地されております。事業規模からみて適切な面積であることと、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。なお、この案件は無断転用になっていますので、始末書を提出されております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 54 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案書の 1 ページと 7 ページをご覧ください。まず、本案件も無断転用のため、始末書が提出されております。9 月 18 日に現地調査を行い、9 月 22 日に代理人である<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんによる聞き取り調査を行いました。すでに 12 年ほど前ですが、墓地として転用されておまして、今回、転用の申請が出ました。事業規模からみて適切と思われまして、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 55 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書の 2 ページ及び 8 ページをご覧ください。写真は上から 2 番目です。現在、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんがセブンイレブンやコインランドリーの進入路として使用されておりますが、申請地は町道によって分断されております。今回、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんが購入し、進入路として利用されるものですが、すでに農地としての利用ではな</p>

	<p>く、現状は変更されており、無断転用となっています。よって、今回の申請には始末書が添付されております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないことから、許可相当と認めます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 56 号について、1 番委員が欠席のため、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 番委員さんが欠席のため、1 番委員さんから預かりました説明資料をもとに事務局が代わって説明させていただきます。議案書 2 ページの議案第 56 号をご覧ください。図面ページは 9 ページになります。譲受人の有限会社■■■■、代表、■■■■さんによります、駐車場及び資材置場への転用事案になります。この度、申請地を譲渡人の■■■■さんより譲り受け、駐車場及び資材置場に転用しようとするものです。9 月 18 日、1 番委員さんは、申請人の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をされたそうです。申請地は、安芸太田町役場筒賀支所から西へ約 1km の所に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、1 番委員さんは許可相当と判断されております。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 57 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書の 2 ページ及び 10 ページをご覧ください。写真は一番下です。写真を見ていただきますと、ほとんど荒廃された農地になっておりまして、これを有効活用するために、今回、太陽光パネルへ売却を兼ねて転用されるということでもあります。この件については、隣地の所有者など関係者が 4 名おられます。1 名は設置には反対しないが、承諾書に押印はしないという状況です。1 名は相続放棄で承諾する立場にないという状況です。残りの 2 名は承諾されております。隣地■■■■、■■■■は承諾済み、■■■■は相続放棄、■■■■1 と■■■■は承諾書に押印はしないが太陽光パネルの設置には反対しないということです。ただ、■■■■と■■■■は農地ではないので、そもそも承諾は不要です。隣地の承諾については、必ずしも必要とはされていませんので、この点に関して許可上の問題はないと思われれます。また、事業規模は適切であり、周辺の営農条件に支障はないと認められます。以上のことから、許可相当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 58 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 58 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ております。資料 2 の 1 をご覧ください。この資料は、■■■■さんによります空き家バンク登</p>

	<p>録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりです。登録届出地の場所につきましては、3枚目の表に位置図を、裏面に地番図を添付しておりますので、まず、位置図をご覧ください。登録しようとする農地については、井仁棚田交流館から南西へ約50m進んだ場所に位置しております。次に、裏面をご覧ください。網掛けで塗りつぶしを行っているところが登録しようとする農地です。そして、空き家バンクに登録されている物件については、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>番地の宅地です。この資料2の1につきましては、添付書類に不備はなく、安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしておりますので、この資料に記載の農地を資料2の2の3枚目に追加し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続いて、議案第59号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第59号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料3をご覧ください。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、令和2年9月1日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、1点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作又は管理を行うと認められること。2点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。3点目に、利用権を設定する農地について関係権利者すべての同意を得ていること。という3つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。申請内容の概要につきましては、利用権の設定をする者が、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さん他4名、利用権の設定を受ける者が、安芸太田町、代表、安芸太田町長、橋本博明です。上筒賀地区の計画で、筆数が合計9筆、面積が合計7,823㎡です。こちらは、令和2年度のひろしま活力農業経営者育成事業のための農地として借り受けを行うということで、今回利用権の設定を地権者の方々と行うものです。申請内容の詳細につきましては、資料3をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議案第50号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第50号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	挙手多数でありますので、議案第50号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第51号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第51号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第51号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第52号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第52号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第52号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第53号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第53号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第53号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第54号について質疑を許します。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第54号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第54号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第55号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第55号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第55号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第56号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第56号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第56号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第57号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第57号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第57号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第58号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)

議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 58 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 58 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 59 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 59 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 59 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 2 件出ております。1 件目は、安佐南区の ████████ さんによります相続の届出になります。2 件目は、中筒賀の ████████ さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等はそれぞれ記載のとおりです。記載内容等に不備はございませんので、この届出を受理いたします。以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。  なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。  これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 9 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 50)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

8 番委員

9 番委員